

## 静岡県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

### 1 施行者の名称

吉田町

### 2 都市計画事業の種類及び名称

榛南・南遠広域都市計画下水道事業吉田町公共下水道

### 3 事業施行期間

自 平成2年1月30日

至 平成37年3月31日

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

(汚水)

平成2年静岡県告示第91号、平成9年静岡県告示第267号、平成12年静岡県告示第261号、平成16年静岡県告示第282号及び平成23年静岡県告示第248号の事業地のうち、静岡県榛原郡吉田町大字川尻字西之宮、字浜側及び字浜河原並びに大字片岡字中川原及び字下川原並びに大字住吉字浜河原地内において事業地を変更する。

(雨水)

変更なし